

公益財団法人長野県スキー連盟 賛助会規程

第1条 公益財団法人長野県スキー連盟定款第4条2号に基づきこの規程をもうける。

第2条 本規程は本連盟の目的に賛同し、寄付金をもってその事業に協力する団体或いは個人を対象とする。

2 この賛助会員は次のとおりとする。

(1) 特別賛助・・・団体及び法人

(2) 一般賛助・・・法人及び個人

第3条 前条の定めによる団体或いは個人を本連盟の賛助会員に推挙する。

第4条 賛助会員は毎年寄付金として一定口数の賛助会費を6月末日迄に納入する。

2 個人は1口以上とする。

3 1口の金額は5,000円とする。

第5条 賛助会員は賛助会費を納入することで本連盟の事業に協力する、又賛助会員が主催する事業に本連盟は之を後援し協力することがある。

第6条 賛助会員は賛助会費を納入した次年度毎に本連盟が発行する「スキーナガの」にその名を記載する。

第7条 賛助会費は50%以上を公益目的事業会計として使用することができる。50%以下を法人会計として使用することができる。

第8条 本規程は平成26年10月22日より施行する。

住所 〒380-0955 長野市安茂里上河原3557

公益財団法人 長野県スキー連盟

預金口座 八十二銀行県庁内支店 普通預金1863